

広島大学法科大学院年次報告書
【平成25年度評価実施】

平成29年6月

広島大学大学院法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

	-
国立大学法人 広島大学	-

(2) 教育上の基本組織

	-
大学・研究科・専攻名	広島大学大学院法務研究科法務専攻
開 設 年 度	平成16年度

(3) 所在地

	-
広島県広島市中区東千田町	-

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

	-
教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像	本研究科は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念としている。 本研究科は、この理念を実現するために、次のような法律専門家の養成を教育の目的としている。 1 法律についての高度な専門的知識を有し、状況に即応できる柔軟な思考力を持つ実力ある法律専門家。 2 自らが行っている法的問題処理の過程をより高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。 3 充実したリーガルサービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として、人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する法律専門家。 4 人の心の痛みが分かる理解力と人をリスペクトする包容力を持ち、人の絆を大切にする対話力に優れた法律専門家。

ディプロマ・ポリシー	法務研究科では、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献するという教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを定めました。 専門職大学院である本研究科の標準修業年限は3年で、所定の科目群から合計101単位以上を修得し、次の（１）から（４）までの能力を備え、司法試験に合格しうる人に学位「法務博士（専門職）」を授与します。 （１） 「学修の転移・活用（transfer of learning）」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力 （２） 法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探索し構築できる、創造性に富んだ法的思考力 （３） 充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力 （４） 専門職業人（プロフェッション）としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力 なお、本研究科の課程において必要とする法学の基礎的学識を有すると教授会が認めた人（法学既修者）については、1年次配当の必修科目31単位を修得したものとみなします。法学既修者は、2年で本研究科課程を修了することができます。
カリキュラム・ポリシー	法務研究科では、教育理念及びディプロマ・ポリシーに基づき、高い倫理観と高度な専門知識・能力をあわせ持つリーガル・プロフェッションを育成するためのカリキュラムを編成します。 カリキュラム編成においては、授業科目を、法律基本科目、実務基本科目、基礎法学隣接科目及び展開先端科目の4群に分類し、理論と実務とを架橋する学修を目的とします。具体的な編成方針は、1年次には各法領域につき基礎・基本となる知識の修得、2年次には実体法と手続法との融合を図り、3年次には理論と実務とを調和させることにより、年次進行に合わせて体系的・段階的に基礎から応用へと知識を積み上げるとともに、十全な自学自習が可能となるまで学修力を鍛錬します。 どの年次・学修段階においても知識の授受のみではなく、問題点を的確に発見し知識を応用して適切に解決する法的思考を求める授業内容・方法を実践します。これにより、紛争解決の場で専門的知識を応用できる「学修の転移・活用（transfer of learning）」の経験を通じた、高度な専門的知識のより深い、イノベーションをも起こせる理解を目指します。 また、柔軟かつ緻密な法的思考をコミュニケーションする能力を涵養するため、主体的積極的な授業参加を求める、プロセス重視の対話型教育法による充実した授業が展開されます。 さらに、3年コース（法学未修者）入学者を対象として、法学の学修にスムーズかつ速やかに対応することができるよう導入科目を設置しています。

（注）各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員	
	専属専任教員			専属以外	合 計		
	研・専	実・専	実・み	専・他			
教 授	14（0）	2（2）	2（2）	0（0）	18（4）	28	-
准教授・ 講師・助教	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）		

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「研・専」については法科大学院でのみ専任の研究者教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基法 基礎 法律 科目 実務	隣基 接基礎 法律 科目 学・	科展 目開 ・ 先端	
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法				
2 (0)	1 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	-

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。
 3. 括弧内には、内数で、「専・他」(法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員)の人数を記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数		-
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計				
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	単位数	備考	
法 律 基 本 科 目	公法系科目	6	(12)	0	(0)	0	(0)	6	(12)	12単位	基準2-1-5 ただし書きに該当 する単位数：5単位。 左記のほか、全 ての科目区分から 12単位（ただし、 法律基本科目以外 の科目から5単 位）を選択する。	-
	民事系科目	17	(34)	0	(0)	2	(4)	19	(38)	34単位		
	刑事系科目	9	(12)	0	(0)	4	(5)	13	(17)	12単位		
	その他	2	(5)	0	(0)	0	(0)	2	(5)	5単位		
法律実務基礎科目		5	(9)	2	(2)	4	(6)	11	(17)	10単位		
基礎法学・隣接科目		0	(0)	10	(18)	0	(0)	10	(18)	4単位		
展開・先端科目		0	(0)	0	(0)	25	(47)	25	(47)	12単位		
合 計		39	(72)	12	(20)	35	(62)	86	(154)	101単位		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目（不開講、隔年開講等）も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区 分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な 修得単位数	備考	-
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理 1	2 単位	必修	2 単位		-
	法曹倫理 2	2 単位	選択		選択科目必要単 位数24単位に含め る。	
民事訴訟実務の基礎	民事訴訟実務基礎	2 単位	必修	2 単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務基礎	2 単位	必修	2 単位		
法情報調査					必修科目である 「法学概論」「法 曹倫理 1」の中で 合計 3 時間。	
法文書作成	法文書作成	2 単位	必修	2 単位		
模擬裁判	模擬裁判	1 単位	必修	1 単位		
ローヤリング	ローヤリング	1 単位	選択		選択科目必要単 位数24単位に含め る。	
クリニック	リーガル・クリニック	1 単位	選択必修	いずれかを 1 単位		
エクスターンシップ	エクスターンシップ	1 単位	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	公法実務基礎	1 単位	選択		選択科目必要単 位数24単位に含め る。	
その他	臨床法務	2 単位	選択		選択科目必要単 位数24単位に含め る。	

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講, 隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については, 「授業科目名」欄に「不開設」と記入し, 「単位数」欄, 「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については, 当該教育内容を授業科目ではなく, ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は, その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には, 上記区分に該当しない授業科目を, 適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成29年度	平成28年度	変更内容	-
法律基本科目	「刑法A」（必修科目，1単位） 「刑法A演習」（必修科目，1単位）	「刑法1」（必修科目，2単位）	構成変更 名称変更 単位数変更	
	「刑法B」（必修科目，1単位） 「刑法B演習」（必修科目，1単位）	「刑法2」（必修科目，2単位）	構成変更 名称変更 単位数変更	
	「刑法C」（必修科目，1単位） 「刑法C演習」（必修科目，1単位）	「刑事実体法」（必修科目，2単位）	構成変更 名称変更 単位数変更	
	「刑事法演習1」（選択科目，1単位） 「刑事法演習2」（選択科目，2単位） 「刑事法演習3」（選択科目，1単位） 「刑法発展演習」（選択科目，1単位）	「刑事演習」（選択科目，2単位）	構成変更 名称変更 単位数変更	
法律実務基礎科目	「臨床法務」（選択科目，2単位） 「公法実務基礎」（選択科目，1単位）	「臨床法務」（選択科目，2単位）	特講：区分，名称，配当年次及び単位数は，その都度教授会の議を経て研究科長が定める。	
基礎法学・隣接科目	「アジア法1」（選択必修科目，1単位） 「アジア法2」（選択必修科目，1単位）	「アジア法」（選択必修科目，1単位）	特講：区分，名称，配当年次及び単位数は，その都度教授会の議を経て研究科長が定める。	
	「法社会学」（選択必修科目，2単位）		特講：区分，名称，配当年次及び単位数は，その都度教授会の議を経て研究科長が定める。	
展開・先端科目		「企業決済法」（選択科目，1単位）	特講：区分，名称，配当年次及び単位数は，その都度教授会の議を経て研究科長が定める。	

- （注） 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「平成○年度」欄及び「平成（○－1）年度」欄には，変更のあった授業科目名，必修・選択の別，単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には，新規開設，統合，廃止，名称変更，単位数の変更や必修・選択の別の変更，その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他	-
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	30又は40時間		-
1年間の授業期間	春季休業期間：4月1日～4月5日 前期：4月6日～7月28日 （中間試験6月6日～6月8日，期末試験8月2日～8月9日） 夏季休業期間：8月10日～9月24日 後期：9月25日～1月29日 冬季休業期間：12月23日～1月4日 （中間試験11月21日～11月24日，期末試験1月31日～2月9日） 学年末休業期間：2月13日～3月31日				
各授業科目の授業回数(単位) （集中講義は除く）	15回（2単位）				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考	-
1年次	36	1年次の必修科目のうち、未修得のものが6単位以内であることにより、2年次への仮進級が認められた者が再履修する1年次科目については、4単位を限度として、履修登録上限数に算入しないことができる。	-
2年次	36		
3年次 (最終年次)	44		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考	-
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	秀	90 点	～	100 点	成績は絶対評価にて行う。 成績の評価のランク分け及び各分布の在り方は学生便覧に、成績評価における考慮要素はシラバスに掲載し、年度初めのガイダンスにて紙媒体にて配付しているが、シラバスについては平成28年度より本学の情報システム「もみじ」でも閲覧可能となった。 なお、リーガル・クリニック、エクスターンシップ及び模擬裁判については、合否によって判定している。	-
	優	80 点	～	89 点		
	良	70 点	～	79 点		
	可	60 点	～	69 点		
	不可	59 点	～	0 点		
成績評価における 考慮要素	期末及び中間試験、レポートその他					

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	-
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	学生との面談の機会を設け、評価の詳細を説明しているが、さらに不服がある場合には、研究科に対する異議申立てを認めている。	-
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	教授会において、全科目の成績評価に関するデータを共有している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	-
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績評価の後、速やかに採点のポイントをTKCシステム（法科大学院教育研究支援システム）上に掲示するようにしている。	-
成績分布データ	学生との面談で紙媒体で配布している。また、学内システム「もみじ」にて成績の開示を行っている。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験（本試験）・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	-
期末試験 (本試験)		15回の授業のうち、欠席が5回を超えないこと		-
再試験	無		平成28年度より廃止。	
追試験	有	本試験の欠席につき、疾病等、所定の正当事由があり、一定期間内に診断書を添えて申出があること		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置	-
期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして匿名性に配慮しているほか、法律基本科目の試験は、原則として、当該科目に関係する複数教員において、事前に協議・検討した上で出題するなど、期末試験における実施方法について配慮している。 追試験においては、出題レベル及び内容について、受験者に不公平を生じさせないようにするため、「追試験に関する申合せ」を作成して教授会・FDで周知している。	

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)	-
単位数	101単位以上	-
GPA※	無	-
修了試験	平成25年度入学生までは、最終試験（公法系、民事系及び刑事系につき、約20分ないし30分程度の口述試験）あり。平成26年度入学生（既修者は平成27年度入学生より）からは無し。	-

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件単位数	備 考	-
単位数	法学未修者	63～70	31～38	101	展開・先端科目群から12単位以上修得し、かつ、法律基本科目以外の科目を、17単位以上修得すること。	-
	法学既修者	32～39	31～38	70	展開・先端科目群から12単位以上修得し、かつ、法律基本科目以外の科目を、17単位以上修得すること。	-

(注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位，入学前の修得単位，法学既修者認定単位，十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区 分	取扱い	-
入学後の修得単位	大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち，当研究科が認めるものについて，4単位まで修了要件単位数に含めることができる。	-
入学前の修得単位	・教育上有益と認めるときは，入学前に大学院において修得した単位を，他の大学院において修得した単位と合わせて34単位を超えない範囲で，研究科における授業科目により修得したものとみなすことができる。 ・本学学部生で本学大学院の早期履修者となった者が修得した単位については，10単位の範囲内で当研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる。	
法学既修者認定単位	31単位	
十分な実務経験を有する者の取扱い	特に無し	

(注)「取扱い」欄には，規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

		-
法律科目試験の対象分野	本研究科において必要とされる法学（1年次に開設されている法律科目）の基礎的な学識を判定する。六法科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法）を出題範囲として、論文式の出題形式により実施する。 下記の3科目については以下のとおり。（民事訴訟法：通常訴訟の第一審手続き）（刑事訴訟法：上訴を除く）（商法：会社法に限る）	-
履修免除対象	1年次必修の法律基本科目	
履修免除単位数	31単位	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	募集要項に入学試験の出題対象分野を明示している。また、当該大学法学部の期末試験等と同様又は類似の問題が出題されることがないよう、複数の教員が協議し、作成したものを教授会で確認している。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	一般入試では次の条件を満たした者で、加算点申請を行う者に対して、次の条件を満たす者には一定の加算を行っている。 法学検定試験：アドバンスト＜上級＞コース、法学既修者試験（憲法・民法・刑法）：偏差値60以上、国家公務員試験：総合職（旧Ⅰ種）合格	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

（抜粋）詳細は「別紙」に掲載
 本学は、高い倫理観と高度な専門知識・能力をあわせ持つリーガル・プロフェッションを育成するため、次の（１）から（５）までの学修姿勢を心掛けている人を多方面から求めます。
 （１） 物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる人
 （２） 何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人
 （３） 自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人
 （４） 他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人
 （５） 自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法, 選考上の考慮要素, 配点基準等	-
法学未修者	1) 一般入試 適性試験（配点60点：第1部から第3部までの合計点（等化手続を経た得点）を60点満点に換算）、小論文試験（配点100点）、面接試験（配点50点）の各点数及び加算点（配点20点）を合計した点数に基づいて総合的に判断する。 2) AO入試 適性試験（配点60点：第1部から第3部までの合計点（等化手続を経た得点）を60点満点に換算）及び面接試験（配点：200点）の点数に基づいて総合的に判定する。	-
法学既修者	適性試験（配点60点：第1部から第3部までの合計点（等化手続を経た得点）を60点満点に換算）、法律科目試験（配点290点）、志望理由書等（配点20点）の各点数及び加算点（20点）を合計した点数に基づいて総合的に判断する。	-

- （注） 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
 2. 入学者選抜の実施方法, 選考上の考慮要素, 配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	-
入 学 定 員	入学定員20人 (未修既修:合わせて 20)	入学定員20人 (未修既修:合わせて 20)	入学定員36人 (未修:20, 既修: 16)	入学定員48人 (未修:28, 既修: 20)	入学定員48人 (未修:28, 既修: 20)	-
志 願 者 数	36	46	52	100	99	
受 験 者 数	36	40	47	92	87	
合 格 者 数	18	20	25	45	43	
競 争 倍 率	2.00	2.00	1.88	2.04	2.02	
入 学 者 数	11	13	13	21	27	
入学定員超過率	0.55	0.65	0.36	0.43	0.56	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例:入学定員30人(未修:20, 既修:10))
3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が90人, 受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777 \dots \div \text{『2.77』}$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	-
合格者における 適性試験の平均点	184.1	188.2	201.8	-
合格者における 適性試験の最低点	156	152	154	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

	-
適性試験の最低基準（適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定する。）に達しない者は、不合格とする。	-

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
 2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

	-
【入試共通】 地方入試（一般入試のみ実施；東京・大阪会場）の実施日程を近隣の法科大学院入試が行われている時期（A日程→B日程）に変更して、地方入試志願者数の増大を図った。	-

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組（検討状況含む。）について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

①解釈指針1－1－2－2(1)関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	－
平成29年度	※	※	※	－
平成28年度	74	15	0.2027	
平成27年度	88	15	0.1704	
平成26年度	95	11	0.1157	
平成25年度	101	19	0.1881	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1－1－2－2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \div \text{『}0.1756\text{』}$ となります。)

②解釈指針 1－1－2－2（2）関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	
		司法試験実施年度							
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計		
平成28年度	12					※	※		-
平成27年度	19				6	※	※		
平成26年度	19			5	1	※	※		
平成25年度	27		4	5	4	※	※		
平成24年度	51	8	4	4	2	※	※		

- （注） 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
4. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。（例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \div \text{『}0.1756\text{』}$ となります。）

(2) 法学未修者

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	-
標準修業年限での修了者数	6	9	5	10	27	-
修了率	0.40	0.45	0.26	0.34	0.64	
特徴的な進路					・市職員 1人 ・裁判所事務官 1人	

(3) 法学既修者

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	-
標準修業年限での修了者数	4	6	6	5	9	-
修了率	0.50	1.00	0.85	0.50	0.60	
特徴的な進路					・法律事務所職員 1人	

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \div \text{『0.92』}$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

		-
担当組織	自己点検：法務研究科評価委員会（委員 6 人の常設委員会） 外部評価：法務研究科外部評価委員会（委員 4 人の常設委員会）	-
評価項目	1 教育課程の編成 2 教育方法 3 成績評価と修了認定 4 入学選抜と学生の在籍状況 5 教員の指導能力と配置状況 6 修了生の進路及び活動状況	
自己点検・評価書の公表年・月	平成29年 2 月	
自己点検・評価書の公表方法	ウェブサイト https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月（表紙等に記載の上梓日等）を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び 評価の結果	改善の事例	備 考	-
受験者確保のため、法曹志望者・法科大学院進学者層の拡大も含めた法学部との教育連携に取り組む必要がある。	本学法学部の3・4年生向け講義科目として、法科大学院教員が担当する民事法特論及び公法・刑事法特論を新規開講し、それぞれ60人、37人の履修登録があった。その結果、本学法学部から5人が本学法科大学院に進学している。この取組みをさらに拡大するものとして、平成30年度には、法曹・法律専門職志望者向けの特定プログラム開設を計画している。 昨年10月に香川大学法学部と教育連携協定を締結し、法曹志望者層の拡大とそのモチベーションの維持を目的とする、模擬法律相談を核とする特別講座（全6回）を実施し、3・4年生延べ30人の参加を得た。法科大学院進学希望者は、法曹として求められる資質が何であるのかを実感し、ペーパー上での事例解決とはレベルの違う学習が必要であるとの認識から、勉強法を見直し実力の向上につながっている。その成果として、4年生3名が法科大学院に進学し、うち1人が本学に進学している。		
司法試験合格率の向上等の教育成果に結びついた教育の質及び教員の技量の向上を図る必要がある。	プロセス教育として法曹に必要な資質を修得・錬成するなかで司法試験合格等の節目を乗り越えるために、本学の学生が所定の期間内で十分な学修力を獲得できる教育法を検討するとともに、昨年10月、司法試験合格に優れた実績のある神戸大学法科大学院と教育連携協定を締結し、その指導の下、彼我の学生の違いに配慮しつつ、カリキュラム再編を含めた教育改革に着手した。神戸大学法科大学院との数回の教育経験交流に基づき、平成29年度から、刑法に関するカリキュラムにつき、授業内容に見合った講義科目の細分化と、法的思考力強化のための生成練習・交互練習や間隔練習を織り込んだ演習系科目の充実を図る再編を試行している。		-
少人数教育が法曹養成のプロセス教育において実際の効果につながるための工夫を検討する必要がある。	学生の少人数化に伴い、個々の学生の学修力レベルを的確に把握し、法曹に必要な資質を鍛える学修スタイルを修得させるため、個人の特性に応じた勉強法をチューター面談及び研究科長面談を通じて提案し、学修力の向上に取り組んでいる。 他方、少人数授業における意見の多様性を確保するため、オブザーバー参加をしている者にも発言を求めたり、教員があえて別の立場から意見を述べたりすることで、活発な議論が展開されやすいように工夫を試みている。 また、模擬法律相談や地元企業の法務担当者等とのセミナー（本年6月以降開催予定）などを定期的開催し、内向きで狭い視野が狭くなりがち学生が外に目を向け、法曹として現場で生じる問題の解決に必要な能力を学ぶことができる機会を提供している。		

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	-
第2章	展開・先端科目に配置されている授業科目「債権回収法」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	平成26年度から担当者が変更となったので、改めて展開・先端科目として開設されている趣旨を再確認するとともに、前担当者の資料を確認するなどして、法律基本科目の内容と重複しないように徹底を図った。 平成28年度においては、改善された教育内容の下に授業が実践されていることを教務委員会で確認している。	継続中	
第4章	成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	教授会において、平常点やレポートの評価につき、一律満点等とすることがないよう、全教員に周知徹底した。 平成28年度のFD会議において、厳格かつ適正な成績評価の実施の一環として、平常点等の評価方法を明確化するとともに、客員教授（非常勤講師）に対しても、シラバス作成依頼の際に、この点の徹底を依頼している。	継続中	-
第4章	1 授業科目における再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されているため、再試験前の補習授業の実施方法及び出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。	教授会において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問を再試験に出題しないよう、全教員に周知徹底を図った。 入学定員の削減に伴ない法学未修者1年次の少人数教育が徹底され、一人一人に対する学習指導が充実し、その成果も十分に期待できるようになったため、平成28年度に再試験制度を廃止している。	継続中	

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。